

整備費・運営費の補助対象となる  
「看取り期まで対応する小規模な地域の住まい」について（案）

1 補助の目的

人生の最終段階においても地域で暮らし続けたいという都民の希望に対応するため、地域において看取りを含めた質の高いケアに取り組んでいる、介護保険制度が適用されない小規模な高齢者の住まいに対して、個人の尊厳を尊重し、地域に開かれた運営ができるよう、整備・開設や運営に必要な経費を支援する。

2 要件（基本要件・人員・設備・運営等）

個人の尊厳を尊重しつつ、地域に開かれた運営を確保するため、一般社団法人全国ホームホスピス協会による「ホームホスピスの基準」（平成27年12月）や介護保険制度の「看取り介護加算」の算定要件などを参考に、「基本要件」及び「人員」・「設備」・「運営」に関する基準等を設定する。

※詳細は別紙のとおり。

3 その他

補助の仕組みについては、今後、都で検討・設計